**在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書**

|  |  |
| --- | --- |
| 組合員氏名  職員コード | 所　属　名  所属コード |
|  |  |

公立学校共済組合新潟支部長　様

公立学校共済組合貸付規程第8条4項に規定する在宅介護対応住宅の新築等に係る貸付けの限度額の加算部分の借受けに当たり、下記のとおり申し立てます。

記

|  |
| --- |
| 1 介護構造工事の内容  　　２　介護構造工事に係る見積額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

令和　　年　　月　　日

　　　　　　所　属　名

　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（注１）　家屋全体がバリアフリータイプの場合は、裏面に建築業者から証明を受けてください。介護構造部分の見積書は不要となります。

介護対応構造（バリアフリータイプ）

|  |  |
| --- | --- |
| 共通基準 | 鉄筋コンクリート造の基礎としていること。  　（外壁に接する土台を木造とする場合は、地盤面から基礎の上端までの高さ30㎝以上） |
| 段差解消 | 高齢者等の寝室がある階の全居室（食事室が同一階にない場合はこれを含む。）　便所、洗面所、脱衣室、玄関の床・出入口及びこれらをつなぐ廊下を床は段差　を解消していること。  　ただし、次の箇所については段差のない構造としなくてもよい。  　　・玄関の出入口及び上がりかまち、浴室出入口、バルコニー、勝手口、テラ　　　　　ス等への出入口  　　・高齢者等が日常生活（就寝、食事、排出及び外出）に利用しない居室又は  　　　居住室の一部に設けられる畳コーナーであって、通過動線上になく、床全　　　　　体に9㎝以上の段差をつけたもの。 |
| 通行幅 | (1)高齢者等の寝室がある階の全居室（食事室が同一階にない場合はこれを含　む。）便所、洗面所、脱衣室、玄関をつなぐ廊下の幅は、内法で78㎝（柱の存　する部分にあっては、75㎝）以上としていること。（ただし、移動用リフトの　設置により移動可能となるものについては、この限りではありません。）  　ただし、高齢者等が日常生活に利用しない居室であって、床全体が9㎝以上の　段差があるものへ通じる廊下を除くものとする。また廊下の幅の測定に当たっ　ては、廊下部分の壁と床又は天井の取り合い部の化粧材（床幅木、廻り縁、コ　ーナー保護材）及び手すりについてはないものとみなす。 |
| (2)高齢者等の寝室がある階の全居室（食事室が同一階にない場合はこれを含　む。）の出入口の幅は内法で75㎝以上とし、浴室の出入口の幅は内法で60㎝　以上としていること。（ただし、移動用リフトの設置により移動可能となるも　のについては、この限りではありません。）  　　・出入口の幅とは、開き戸にあっては戸板の幅から戸板の厚さを減じた寸法、　　　　引き戸にあっては戸板の幅、折れ戸にあっては戸板の幅から折りしろを減　　　　　じた寸法とする。  　　・出入口の幅については、将来改造できるものとして、戸の枠を取り外した　　　　　開口の幅（浴室の出入口の幅については、戸の枠の内法寸法）とすること　　　　　ができる。 |
| 浴室の広さ | 浴室の短辺は内法で130㎝以上とし、その有効面積は2㎡以上としていること。 |
| 階段の形状 | 住宅内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものとしていること。  　（ただし、ホームエレベーターがある場合は、この限りではありません。）  　Ｔ≧19.5㎝　R／T≦22／21　55㎝≦T＋2R≦65㎝  　（T：路面の寸法　R：けあげの寸法） |
| 手すりの設置 | 浴室、住宅内の階段及びその踊場には、手すりを設置していること。 |
| 部屋の配置 | 高齢者等の寝室と便所は同一階に配置していること。 |

　今回建築する住宅は、上記基準と同等の基準で設計されていることを証明します。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　業者名　　　　　　　　　　　　　　　　印